

南相馬市復興推進計画

平成29年1月16日
福島県南相馬市

1 計画の区域 南相馬市全域

2 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、沿岸地域が大津波によって壊滅的な被害を受け、大震災から5年半以上経過した今も、日常生活の移動手段であったJR常磐線は全線復旧の見通しは立たず、路線バスは欠くことのできない移動手段となっている。加えて、福島第一原子力発電所事故の影響により、避難指示が解除された今も1.4万人を越す住民が市内外において避難生活を強いられており、日常生活の移動手段である路線バスは、震災前にも増して重要な役割を担っている。

また、市内の主要な工場や中小企業も大きな被害を受け、事業所の閉鎖や撤退、雇用者の解雇や流出等により震災直後の雇用者数は震災前に比べて約3割も減少し、5年半以上経過した今も経済活動及び雇用者は震災前の状態まで回復せず、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

平成27年3月に策定した南相馬市復興総合計画では、「地域公共交通網の充実」、「広域交通網の充実」として、「市内公共交通の全体的な見直しによる、地域公共交通網の充実」と「首都圏等を結ぶ高速バスなどの確保により、広域交通網の充実」に努めることとしている。また、平成28年7月に策定した南相馬市地域公共交通網形成計画では、「市内幹線軸と広域軸の乗継環境の改善」として、南相馬インター周辺での都市間バスとの円滑な乗継環境の実現に努めることとしている。

仙台圏と首都圏を結ぶ常磐自動車道が平成27年3月1日に全線が開通したことを踏まえ、高速路線バスを含む路線バスの利便性向上は、住民生活の足を確保するために強力に推進する必要がある。

加えて、震災直後の避難指示等により8割を越す市民が市外への避難を余儀なくされたが、震災直後に警戒区域及び緊急時避難準備区域等に指定されたために市外からのバスは手配できず、市内企業のバスのやり繰りによる避難を強いられた。このような大震災の教訓から、平成25年12月に策定した「南相馬市地域防災計画原子力災害避難計画編」では、「避難は、最適かつ実態に即した手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う」とし、2割程度の住民が避難の手段としてバスを使用すると想定している。

このような中で、民間資本による南相馬インター付近におけるバスターミナルの整備を通して、仙台圏・首都圏との広域交通網の充実、公共交通乗換環境の改善、生活交通の確保に繋げるとともに、併せて整備する貸店舗機能を活用したコンビニ、チケットセンターなどの多様なサービスを通じた生活環境の充実によっ

て帰還意欲を醸成する。従ってこれらの設備投資を支援することで地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

- 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容
地域経済の活性化及び雇用機会の創出を促進するため、当市の中核的産業である道路旅客運送業について、立地企業の設備投資等を支援する。
- 4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容
「復興特区支援貸付事業」

事業の内容

本市に立地する東北アクセス株式会社（以下「対象事業者」という。）が、南相馬市原町区においてバスターミナルを新設するために必要な資金を貸し付ける事業

貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における道路旅客運送業は、市内の運輸業、郵便業における従業者数では第2位となる本市の中核的な産業である。また、本事業は、道路旅客運送業の従業者数の約28%を占める対象事業者が実施するものであり、5人の新規雇用を創出するものである。

したがって、本市の道路旅客運送業の中核となる対象事業者が行うバスターミナルの新設は、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社七十七銀行

特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

- 5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明
本市で対象事業者が行うバスターミナルの新設は、南相馬市復興総合計画における「地域公共交通網の充実」、「広域交通網の充実」に大きく寄与するものであり、また、南相馬市地域公共交通網形成計画に掲げる「南相馬インター周辺での

都市間のバスとの円滑な乗継環境の実現」を具現化するものである。

さらに、対象事業者は、本市の道路旅客運送業における従業員数の約28%を占める代表的な企業であり、雇用創出についても新規雇用者5人の雇用創出効果が見込まれるものである。

このため、当該計画の実施により、対象事業者のバス運行体制が充実することは、地域経済の活性化と雇用の創出に結びつくものであり、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と雇用に大きく寄与するものである。

6 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、南相馬市、福島県、原町商工会議所、株式会社七十七銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。